

港区学校運営協議会制度

学校運営協議会制度とは

学校と保護者や地域の人々が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）に基づく制度です。



令和5年4月1日 港区教育委員会

【背景（国の動きと港区の動き）】

平成 16 年 6 月：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により「学校運営協議会制度」が創設

平成 29 年 4 月：平成 27 年の中央教育審議会の答申→同法律が一部改正

学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などが盛り込まれる。

⇒学校運営協議会の設置が加速化

※令和 3 年 5 月 1 日現在、全国 11,856 校（全体の 33.3%）で学校運営協議会を設置

港区では、上記の学校運営協議会設置の努力義務化を受けて、平成 31 年 4 月から学校運営協議会制度を導入しました。その後も各幼稚園、小・中学校での設置が進み、令和 5 年 4 月現在では、幼稚園 6 園、小学校 12 校、中学校 7 校の計 17 の学校・幼稚園に学校運営協議会を設置しています。

学校運営協議会設置について

港区教育委員会では、学校、保護者及び地域住民が一体となって、以下に掲げる学校づくりを推進する学校に、学校運営協議会を設置することとしています。

- ① 子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり
- ② 子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- ③ 保護者や地域に信頼される学校づくり

また、港区では、以前から幼・小中一貫教育を推進していることを踏まえて、単独校での設置だけでなく、アカデミー（※1）等複数校で一つの学校運営協議会を設置することを可能としています

※1：中学校通学区域を単位とする幼稚園、小中学校の連携教育の組織

会議について

- ①開催 開催は年間 4 回～7 回程度とし、各学校運営協議会の会則で定めます。
- ②議決 出席委員の過半数（可否同数のときは、会長の決するところによる。）
- ③傍聴 原則可能（児童・生徒に関することや教職員人事などの個人情報、その他機密事項を協議する場合を除き原則公開）
- ④実施事項 教育課程の承認、学校経営計画の承認、その他対象学校の校長が必要と認める事項についての協議
- ⑤議事録 会長は会議録を作成し、これを教育委員会に報告します。

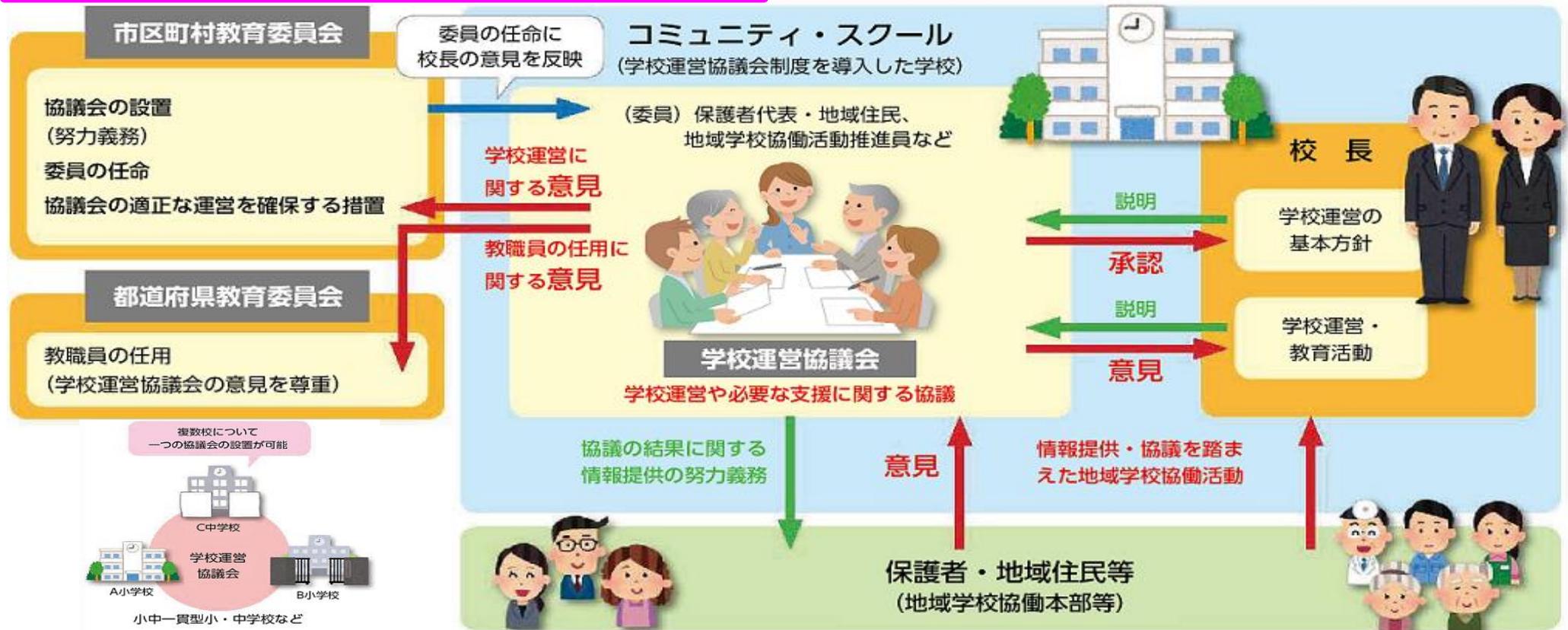
委員について

- ①定数 複数校設置の場合は 20 名以内、単独校設置の場合は 15 名以内（校長を含む）
- ②選出 協議会の委員は、主に①地域住民、②保護者、③学校運営に資する活動を行う者（地域コーディネーター等）、④校長及び園長、⑤学識経験者、⑦関係行政機関の職員（警察署や消防署の方等）の中から各園・校の推薦に基づき教育委員会が任命します。※委員推薦の調整の際は総合支所職員の推薦についてご配慮をお願いいたします。
- ③身分 非常勤の特別職地方公務員（地方公務員法第 3 条第 3 項）
- ④任期 2 年以内（再任可）、ただし連続して 8 年を超えることができない。
- ⑤謝礼 会議出席につき、日額 4,000 円（所得税を源泉徴収します。）
- ⑥義務 「港区学校運営協議会規則第 8 条」の規定に基づき、守秘義務等が課せられます。



学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）概要図

引用：文部科学省パンフレット「コミュニティ・スクールのつくり



学校運営協議会の主な3つの機能

校長が作成する学校運営の基本的方針を承認する

校長の作成する「学校運営の基本的な方針」の承認を通じて育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。

保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による合議体としての意見を述べることになります。

教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べることができます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めするための重要な機能です。

※平成29年の法改正により、任用に関する意見の範囲について、各教育委員会で定めることが可能となりました。港区では「個人を特定した意見」や「学校からの転任（転出）に関する意見」は範囲外としています。

地域学校協働本部との連携について

地域学校協働本部が設置されている学校においては、協議会で検討した事項を具体的に実現するため、地域コーディネーターが協議会の委員となり、地域との連絡・調整役を担い地域学校協働本部事業（※2）との連携を図ります

※2：地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力向上の活性化を図ることを目的とする事業で、学校と地域のつなぎ役である地域コーディネーターが、学校の要望を聞き取り、地域に依頼・調整するなどして地域と学校の連携・協働した活動を実現するものです。

学校運営協議会Q & A

Q1 これまでの学校評議員制度とはどのように違いますか？



⇒学校評議員制度は、評議員が校長の求めに応じて個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったるものではありません。一方、学校運営協議会制度は、法に基づき学校運営協議会を設置できるもので、学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針等の承認など、学校の運営について一定の範囲で法的な権限を有する合議制の機関となります。

Q2 協議会は、教職員の任用について、教育委員会に意見を述べるようになっていますがどのような意見も述べられますか？



⇒教職員の任用に関する意見の申し出は、実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めることが趣旨であることから、港区においては、前向きな協議をしてもらうため、個人の批判につながるような「個人を特定した意見」や教職員がネガティブな不安を抱く恐れのある「学校からの転任（転出）に関する意見」は言えないものとしています。

なお、教職員の任用は、異動年限等の取り決めに加え、校長・園長からの意見等を総合的に考慮し行われるものであるため、協議会の意見が必ず実現するものではありません。

Q3 コミュニティ・スクールになる（学校運営協議会を設置する）メリットは？



⇒主に以下の3つのメリットが挙げられます。

①組織的・継続的な体制の構築＝持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

②当事者意識・役割分担＝社会総掛かり

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、それぞれが役割をもって連携・協働による取組を実現できます。